学 法 第 １ ０ ２ ８ 号
令 和 ６ 年 ５ 月20日

各私立高等学校等設置者　様

鹿児島県総務部学事法制課長

令和６年度鹿児島県私立高等学校等奨学給付金の新入生に対する
早期給付の周知について（依頼）

本県の私学行政については，平素より格別な御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

標記給付金について，新入生に対する前倒し給付を実施することとしております。

ついては，貴校において保護者等が鹿児島県内に在住する新入生に対して，別添「私立高等学校等に在学する高校生等及び保護者等の皆様へ」を配布くださるようお願いします。

また，各高等学校等におかれては，別添「私立高等学校等の事務担当者の方へ」を参考の上，保護者等からの申請書を取りまとめいただき，下記により御提出くださるよう併せてお願いします。

なお，取りまとめの際は，申請漏れがないよう高等学校等就学支援金の申請状況等との御確認をお願いします。

記

１　各申請の必要書類，期限等について
　別紙を御参照ください。

２　申請書類の入手方法
・鹿児島県のホームページからダウンロードできます。
　ホームページアドレス
　https://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoiku-bunka/school/shiritu/kyuhukin.html

※　申請書等の記入様式に変更がありますので，必ず新しい様式で提出するようお願いします。

３　昨年度からの変更点
⑴　非課税世帯（全日制・第１子）の支給額（単価）の改正
　令和５年度：137,600円→令和６年度：142,600円
⑵　支給対象者の追加
　着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって，再度制服の購入が必要である世帯への加算　　81,000円
※　随時受け付けておりますので，ご相談ください。
⑶　生活保護受給世帯における生業扶助の受給状況確認の追加
　生活保護受給世帯の高校生については，生業扶助の高等学校就学費を受給していることがわかるもの（「生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式２号）」等）を添付していただくよう周知をお願いします。

【問合せ・提出先】
鹿児島県総務部学事法制課私立学校係
住所：〒890-8577
　　　鹿児島市鴨池新町１０－１
TEL：０９９－２８６－２１４６
FAX：０９９－２８６－５５０８
E-mail：gbgakkou@pref.kagoshima.lg.jp

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>新入生に対する前倒し給付</th><th>通常</th></tr>
<tr><td colspan="2">申 請 者</td><td>新入生の保護者等（希望者のみ）
・生活保護世帯，非課税世帯
・家計急変による経済的理由により非課税世帯に相当すると認められる世帯</td><td>全ての保護者等
（非課税世帯）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">必要書類</td><td>申 請 者</td><td>(1)　私立高等学校等奨学給付金受給申請書（第１号様式）
(2)　通帳の写し貼付台紙（第２号様式）
(3)　奨学給付金委任状（第３号様式）
※学校徴収金と相殺を希望する場合
(4)　受給する世帯区分に応じた添付書類</td><td rowspan="5">基本的には昨年度と同じです。</td></tr>
<tr><td>高等学校等</td><td>(1)　奨学給付金受給申請一覧表（第４号様式）
(2)　その他（必要に応じて）</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出方法</td><td>申請者からの必要書類を取りまとめの上，上記書類共に鹿児島県総務部学事法制課へ郵送で提出してください。
奨学給付金受給申請一覧表（第４号様式，第４号様式の１）については，郵送に併せて電子データを提出してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者等から学校への提出期限</td><td>令和６年６月12日（水）</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校から学事法制課への提出期限</td><td>令和６年６月21日（金）</td></tr>
<tr><td colspan="2">支 給 額</td><td>要綱に定める年額の $\frac{3}{12}$</td><td>（要綱に定める年額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">支給時期</td><td>令和６年８月以降</td><td>未 定
（例年と同時期を想定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">留意事項</td><td>・年額の12分の９の奨学給付金を受給するためには，引き続き要件を満たした上で，７月以降に改めて申請する必要があります。（具体的な手続き等は改めて案内します。）
この場合，本来の支給額から前倒し給付を受けた額を引いた額が支給されます。</td><td>・新入生に対する前倒し給付を受けた場合は，本来の支給額からこの額を引いた額が給付されます。
（年間で受給できる総額は変わりません。）</td></tr>
</table>